

平成26年度 第3回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成26年6月20日（金） 午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 知名町役場会議室

3. 出席委員（14人）

会長	1番	平井久元
委員	2番	田尻博樹
委員	3番	木脇ナツミ
委員	5番	伊東里美
委員	6番	町田雄治
委員	8番	池沢清良
委員	10番	先山富雄
委員	11番	本江武
委員	12番	先間政美
委員	13番	宮當しず江
委員	14番	城村富忠
委員	15番	池すみ子
委員	17番	三原利昭
委員	18番	中瀬秀治

4. 欠席委員（3人）

委員	7番	池上鉄仁
委員	9番	市来順哲
会長代行	16番	盛山明雄

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第7号 農業振興地域内農用地区域除外について
	議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
	議案第9号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について
	議案第10号 あっせん委員の指名について
	議案第11号 下限面積（別段面積）の指定について
	報告第6号 農地法第18条第6項の規定による届出について
	報告第7号 農地法第3条3第1項の規定による届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川野兼一

事務局主査 中野吉裕 事務局臨時 奥間美代子

付 議 事 項	
～	<p>【現地調査】</p> <p>なし</p>
13:30 ～ 14:30 事務局長	<p>ただ今から平成26年度第3回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は3名の委員から欠席の連絡が入っていますが、定足数に達していますので、総会は成立しています。</p> <p>それでは、平井会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>それでは、前回総会から昨日までの報告をさせていただきます。</p> <p>5 / 2 1 農業委員会会長・局長会議 5 / 2 6 沖永良部地区畑地かんがい営農推進協議会監査 5 / 2 7 JAちな事業運営委員会 5 / 3 0 沖永良部地区畑地かんがい営農推進協議会総会 6 / 2 沖永良部土地改良区役員会 6 / 5 4 H C 総会・新規就農者励ましの会 6 / 6 農業者年金受給者会総会 6 / 6 知名町畜産振興会通常総会 6 / 9 水土里サークル活動</p> <p>以上で会務報告を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>これより議事に入らせて頂きます。日程第1の、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>それでは、知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただいてよろしいですか。「はいの声あり」それでは、議事録署名委員を13番宮當委員、14番城村委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の中野氏と奥間氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>

議長	<p>それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。</p> <p>【議案第6号について朗読】</p> <p>議案第6号は、贈与5件で売買は1件となっています。</p> <p>1番1から4は芦清良字皆水俣〇〇番地1,832㎡外3筆の合計5,581㎡です。 贈与となっています。</p> <p>2番1は屋子母字西村〇〇番地424㎡です。 贈与となっています。</p> <p>3番1から2は屋子母字スセン当〇〇番地7,824㎡外1筆の合計9,023㎡です。 売買となっています。</p> <p>4番1は屋者字高アタ子〇〇番地の3,706㎡です。 贈与となっています。</p> <p>5番1から2は上平川字上作田〇〇番地1,654㎡外1筆の合計1,957㎡です。 贈与となっています。</p> <p>6番1は下城字筑谷屋〇〇番地331㎡です。 贈与となっています。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から説明を頂きます。</p>

17番委員	<p>1番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは兄弟です。〇〇さんは、町のゴミ収集車に乗りながら、畜産、バレイショ、サトイモを経営しています。農機具は揃っています。4筆とも牛舎の周りで、現地を確認したところ、牧草と1筆だけサトイモを植え付けてありました。よろしくをお願いします。</p>
3番委員	<p>2番説明 3番説明</p> <p>2番と3番を説明します。〇〇さんと〇〇さんは親戚関係にあります。〇〇さんは、ほとんどキビを作っていますが、この畑は野菜を作っています。農機具は全て揃っています。3番の〇〇さんと〇〇さんは間に農協が入って売買の交渉にあたっています。〇〇さんはサンクリンという清掃会社を運営しながらサトウキビを作っています。農機具は揃っています。この農地は9反以上の売買になっています。牛小屋や水タンク、サトウキビも潰して整地してあります。そのあとは、バレイショを作る予定です。ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
15番委員	<p>4番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは親子です。〇〇さんは自衛隊を退職してから農地を広げていくという目標で、農機具は揃っています。作物はサトウキビを植え付ける予定です。どうぞよろしくをお願いします。</p>
14番委員	<p>5番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは親子です。〇〇さんは役場に勤務しながらキビとバレイショを作っています。現地は現在、キビの夏植えが植え付けられています。農機具については全て揃っています。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
10番委員	<p>6番説明</p> <p>この畑は前の持ち主が〇〇で、その人に畑を譲ってあるということです。ただ名義を変更しなかったということで、このようになっています。 よろしく、審議をお願いします。</p>

議長	はい、ありがとうございます。ただ今事務局及び地区担当委員から説明がありましたが、皆さんのほうから、質問質疑等はありませんか。
議長	何かございませんか。（なしの声あり） よろしいですか。それでは採決いたします。ただいまの原案に対して賛成の方は挙手でお願いいたします。 （挙手全員）
議長	はい、有り難うございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案に対しましては許可決定いたします。
議長	議案第7号農業振興地域内農用地区域除外について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	<p>【議案第7号について朗読】</p> <p>申請人 （売主） 船橋市前原東〇〇番地 〇〇氏 （転用事業者） 知名町瀬利覚〇〇番地 〇〇氏</p> <p>土地の表示 知名町瀬利覚字古平作〇〇番地 481㎡</p> <p>事業計画 店舗付住宅 96㎡ 駐車場 112㎡</p> <p>申請地は都市計画区域内にあり、集落内で住居に隣接している土地であり、許可相当の案件であります。</p>

議長	ありがとうございます。それでは地区担当委員から補足説明をお願いします。
18番委員	現在、この畑は〇〇さんが利用して草を植えてあります。特に、問題はありません。
議長	説明がありましたが、皆さんから聞きたいことはございませんか。
11番委員	残った畑は人の土地ですか。
事務局	他の人の土地で、土地には、低くブロック塀で境界が分けられていました。
11番委員	クリーニング屋ですか。
事務局	クリーニング屋の出張所です。
議長	ただ今の原案に対して質疑等ありませんか。
議長	よろしいですか。(はいの声あり) ただ今の原案に対して、賛成の方は挙手をお願いします。
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、ただ今の原案に対しまして、許可決定いたします。

議長	つづきまして、議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>【議案第8号について朗読】</p> <p>申請人 譲受人 知名町知名〇〇番地 〇〇氏 譲渡人 知名町知名〇〇番地 〇〇氏</p> <p>申請地 知名町知名字前当〇〇番地 728㎡の内69㎡</p> <p>事業計画 一般住宅 140.77㎡ 車庫 18.83㎡</p> <p>申請地に隣接する土地550㎡については、平成25年10月に許可を受けていますが、建物の設計変更、建築基準法による建築制限地のため、追加申請をしたものです。 申請地は都市計画地区の用途地域内で、許可相当の案件です。</p>
議長	事務局から説明がありましたが、地区担当委員からの補足説明はありませんか。
2番委員	事務局の説明のとおりで、問題はありません。
議長	ただ今の事務局及び地区担当委員から説明がありましたが、質疑等ありましたら、挙手でお願いします。（なしの声あり）
議長	それでは、ただ今の原案に対して、賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

議長	全員賛成ですので、許可決定いたします。
議長	それでは、議案第9号知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について事務局に説明をお願いします。
事務局	<p>議案第9号知名町地区農用地利用集積計画（案）について、説明をいたします。</p> <p>【議案第9号について朗読】</p> <p>利用権の設定</p> <p>1番1～4 知名字花竹呂〇〇番地外3筆 7,765㎡ 賃貸借 10年間の新規設定となっています。</p> <p>2番1～7 赤嶺字屋地原〇〇番地外6筆 6,798㎡ 使用貸借 10年間の再設定となっています。</p> <p>3番1 下平川字松木原〇〇番地 5,120㎡ 賃貸借 1年間の新規設定となっています。</p> <p>4番1～3 下平川字與原〇〇番地外2筆 7,877㎡ 賃貸借 10年間の新規設定となっています。</p> <p>5番1 黒貫字永井〇〇番地 2,010㎡ 賃貸借 10年間の新規設定となっています。</p> <p>6番1 黒貫字親田〇〇番地 3,529㎡ 賃貸借 10年間の新規設定となっています。</p>

	<p>所有権の移転</p> <p>1 番 1 田皆字エト俣〇〇番地 1,022㎡ 移転をする者 地域振興公社 移転を受ける者 知名町田皆〇〇番地 〇〇氏</p> <p>1 番 1 田皆字ツブラ俣〇〇番地 2,505㎡ 移転をする者 地域振興公社 移転を受ける者 知名町田皆〇〇番地 〇〇氏</p> <p>農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしております。</p>
議長	はい、ありがとうございます。補足説明を地区担当委員にお願いします。
2 番委員	<p>1 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人であります。〇〇さんは認定農業者であり、バレイショ、サトウキビ、ユリの切り花、ユリの球根を作っています。農機具等も全て揃っていました。〇〇さんは和泊町国頭ということで、距離も離れてどのように耕作するかと聞いたところ、農機具をトラックで運んで耕作するということでした。農地も見たら 8 2 4 - 1 番地と 8 2 9 番地は狭くて耕作できるかなと思いましたが、生産性の高い農地でありまして耕作は問題ないと考えました。</p> <p>皆さんご審議をよろしくお願いします。</p>
1 4 番委員	<p>2 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは親子です。〇〇さんは、親の経営する整備工場で整備士として働きながら、キビ、バレイショを作っています。農機具については親の〇〇さんの分と親戚の分を借りて耕作をしています。現地はキビとバレイショの跡地としてありました。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>

1 5 番委員	<p>3 番 4 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは〇〇さんの甥にあたります。4 番の〇〇さんと〇〇さんは〇〇さんの孫にあたります。3 番の〇〇さんは1 年間という期間なのですが、急激には農業の拡大はできないので、とりあえず1 年間にして、やる気があれば、来年から作りたいなということで短い期間にしたそうです。〇〇さんは認定農業者であり、農機具も完備しています。4 番の〇〇は高齢で農業廃止ということで、1 0 年間の設定になっています。よろしくお願ひします。</p>
1 7 番委員	<p>5 番 6 番説明</p> <p>5 番の〇〇さんと6 番の〇〇さんと〇〇さんは知人です。〇〇さんは畜産の専業農家です。お父さんと二人で畜産をしています。畜産の農機具はみんな揃っていますので、審議をよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局及び地区担当委員から補足説明がありましたが、何か質問等ありませんか。何かございません（なしの声あり）</p>
議長	<p>採決してよろしいですか。（はいの声あり） それでは、ただ今の原案に対して、賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、ただいまの原案に対しましては、許可決定いたします。</p>
議長	<p>それでは議案第1 0 号あっせん委員の指名について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>【議案第10号について朗読】</p> <p>1番 田皆字阿蘭口 ○○番地 2,997㎡ 1反40万円～50万円</p>
議長	<p>それでは、ただいまの事務局の説明に対して地区担当委員から説明をお願いいたします。</p>
8番委員	<p>この土地は、入口に他人の土地が一部入っていますが、現状を見た限りでは区別が付きません。○○さんは、それを知らずに耕作していたみたいです。境界を確認したかったのですが、手入れが行き届かず確認ができませんでした。こちらは、埋設のスプリンクラーを設置してあります。この畑に関しては海から近いために塩害の可能性があります。○○さんは最近体調が悪いため、妹が後見人としてあっせんの申し出をしました。相場は40万から50万になっていますが、塩害があるので厳しいと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>あっせん委員になりたい方はいませんか。 いないですか。それでは田皆地区の8番委員と9番委員でよろしいですか。（はいの声あり）</p>
議長	<p>それではあっせん委員は田皆の8番と9番委員をお願いします。</p>
議長	<p>議案第11号下限面積の設定について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第11号について朗読】</p> <p>下限面積（別段面積）の設定について説明します。 こちらについては、5反要件の修正についての提案です。</p>

	<p>1. 管内の農家で50アール以上の農地を耕作している農家が8割を超えている。</p> <p>2. 管内の耕作放棄地は5%と低い状況である。</p> <p>以上の理由により、下限面積の変更は行わない。</p>
議長	ただいまの原案に対しまして、意見はございませんか。
議長	<p>どうですか。現状でよろしいですか。</p> <p>よろしいですね</p> <p>(はいの声あり)</p>
議長	それでは報告第6号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>農地法3条及び基盤強化促進法に基づく利用権設定の合意解約について、申し出がありましたので報告します。</p> <p>【報告第6号について朗読】</p> <p>合意解約5件</p> <p>1番1～5 徳時字大当〇〇番地外4筆 14,410㎡ 借り人希望により解約</p> <p>2番 黒貫字永井〇〇番地 2,010㎡ 他者へ貸付のため解約</p> <p>3番 黒貫字喜昌〇〇番地 5,700㎡ 借り人希望により解約</p> <p>4番1～3 黒貫字間平〇〇番地外2筆 3,749㎡ 借り人へ贈与のため解約</p> <p>5番 黒貫字名窪〇〇番地外2筆 7,877㎡ 他者へ貸付のため解約</p>

議長	ありがとうございます。 ただ今の報告につきまして、皆さん聞きたいことございませんか。
議長	よろしいですか。（はいの声あり）
議長	それでは報告第7号、農地法第3条3第1項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。
議長	【報告第7号について朗読】 相続1件 あっせん希望 無し 1番1～2 下城字大当〇〇番地外1筆 1,580㎡ 〇〇さんから息子さんへの相続です。
議長	ただ今の、説明に対しまして皆様から何か聞きたいことございませんか。よろしいですか。 （はいの声あり）
議長	以上で議題事項を終了させていただきます。

事務局	次回総会 平成26年7月18日(金)午後1時30分より
議長	以上で、平成26年度第3回知名町農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。ご苦労さまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

平成26年6月20日

議長 平井久元

署名委員 宮 當 しず江

署名委員 城 村 富 忠